

令和5年度（2023年度）
みんなで始める球磨川流域CO2削減住宅補助金交付要項

（趣旨）

第1条 知事は、球磨川流域地域（球磨川流域12市町村（八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村）及び津奈木町）をモデル地域として、住宅の高断熱窓・ガラス及び断熱材の普及を促進することにより、県内のCO2排出量の2割を占める家庭でのCO2削減を図るため、住宅のリフォームや新築の際に高断熱窓・ガラス及び断熱材を導入する建築主に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによるものとする。

（補助対象経費及び補助率等）

第2条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率又は補助金額等は、「球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業実施要項」に記載のとおりとする。

（補助金の交付申請書）

第3条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

（1）付近見取図

（2）工事計画書（別記第1号様式の別紙1）

（3）長屋建住宅又は共同住宅等の場合は、補助事業に要する経費の内訳書（別記第1号様式の別紙2）

3 前項各号に掲げる書類のほか、次の表の区分に応じ、同表に掲げる書類を添付するものとする。

| 区 分 | 添付書類 |
|----------|---|
| リフォームの場合 | ・ 工事箇所ごとの工事着手前の写真 |
| 新築の場合 | ・ 被災した住宅の所在地及び被災の程度が確認できる書類の写し（罹災証明書の写し等） |
| | ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）第27条に定める省エネ基準の適合に関する説明書類の写し又は同基準に適合することが確認できる書類の写し |

(決定の通知)

第4条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第5条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、必要に応じ別に定める。

(状況報告)

第6条 規則第11条の規定による状況報告は、必要に応じ別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の実績報告書は、別記第3号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。なお、必要に応じ、これ以外の添付書類を求めることができるものとする。

(1) 施工証明書(別記第3号様式の別紙1)

(2) 工事内容が確認できる図面、仕様書等

(3) 工事請負契約書または工事注文請書等の写し

(4) 領収書、金融機関振込依頼書等の写し

(5) 工事箇所ごとの工事完了後の写真

(6) 長屋建住宅又は共同住宅等の場合は、補助事業に要した経費の内訳書(別記第3号様式の別紙3)

(7) 新築住宅の場合は、建築物省エネ法第27条に定める省エネ基準の適合証明書(別記第3号様式の別紙2)又は同等の内容が証明されているものの写し

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和6年(2024年)3月31日のいずれか早い期日とする。

(補助金等の額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、別記第4号様式により行うものとする。

(補助金等の請求等)

第9条 規則第16条第1項の請求書は、別記第5号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第10条 規則第21条第2項に規定する財産の処分を制限する期間は、10年とする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

(証拠書類の保管)

第11条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。ただし、知

事が別に定める場合は、この限りでない。

(雑 則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。